

令和4年3月

低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直しについて

この度、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル基準が改正されました。当市においても、ダンピング防止の強化を図るため、国の改正に合わせて低入札価格調査基準及び最低制限価格を変更します。

改正内容

低入札価格調査基準及び最低制限価格の一般管理費等を0.55から0.68へ引き上げる。

改定前		改定後
「直接工事費×0.97」		「直接工事費×0.97」
「共通仮設費×0.90」	⇒	「共通仮設費×0.90」
「現場管理費×0.90」		「現場管理費×0.90」
「一般管理費等×0.55」		「一般管理費等×0.68」

※算定式により調査基準価格を定めることが適当でないと認める場合の調査基準価格の範囲については変更ありません。

施行日

令和4年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用